

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点	寒川町の計画への反映（新旧対照表を参照）	
		考え方	記載ページ
<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な意志決定支援等、重度障害者等への支援に係る記載の拡充 地域生活支援拠点等を法で位置づけるとともに、整備の努力義務化等を含めた見直し 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の5%以上削減 ●各市町村は地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討をする。 	<p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	P23
	<p>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める<新規></p>	<p>新規記載</p>	
	<p>【活動指標】</p> <p>○「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用量の見込みを設定する<新規></p>	<p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	
	<p>○「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定する<新規></p>	<p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	
	<p>●地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する</p>	<p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	
	<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法の改正等による市町村等における相談支援業務等の体制整備の必要性 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<p>【成果目標】</p>	<p>第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針において示されていた「平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。」という成果目標について、今回の計画の見直しで具体的に記載</p>
<p>【活動指標】</p> <p>○「自立訓練（生活訓練）」について、精神障害者の利用者数の見込みを設定する<新規></p>		<p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行及び定着に関する目標値の設定 就労選択支援の創設への対応について目標値の設定 		<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の1.28倍以上 就労移行支援：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上事業所を5割以上とする<新規> 	<p>文言の記載は修正しているが、具体的な数値は第4回の自立支援協議会で提示</p>
		<p>町内に就労移行の事業所がないため記載はしない。</p>	

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点	寒川町の計画への反映（新旧対照表を参照）	
		考え方	記載ページ
<ul style="list-style-type: none"> 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る記載の追記 	●就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上	文言の記載は修正しているが、具体的な数値は第4回の自立支援協議会で提示	
	●就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする	町内に就労移行の事業所がないため記載はしない。	
	【活動指標】		
	○「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する<新規>	第4回の自立支援協議会で提示	
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	【成果目標】		
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの設置および地域における支援体制整備 	●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置	設置に向けて引き続き検討を行っていくため、具体的な数値の記載はしない。	P26
<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等に対する支援体制の充実 	○令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する<新規>	新規で示された部分は、第4回の自立支援協議会で提示	P26
<ul style="list-style-type: none"> 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 	●令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保	第4回の自立支援協議会で提示	
	【活動指標】		
	●「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」「障害児相談支援」において、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び利用量の見込みを設定する。（一部、利用児童数のみの場合もある。）	第4回の自立支援協議会で提示	
⑤発達障害者等支援の一層の充実	【活動指標】		
<ul style="list-style-type: none"> ペアレントトレーニング等の家族に対する支援体制の充実及びプログラム実施者養成の推進 強度行動障害やひきこもり等に困難事例に対する助言等の推進 	●現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する	数値の記載は第4回の自立支援協議会で提示	
⑥地域における相談支援体制の充実強化	【成果目標】		
<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の充実・強化等の推進 協議会の活性化 	●各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する	令和2年10月に設置済	P23
	○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う<新規>	地域自立支援協議会のワーキンググループ等を活用し、検討を行い、具体的な検討は協議会でやっていく。	P13、26

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点	寒川町の計画への反映（新旧対照表を参照）	
		考え方	記載ページ
	<p>【活動指標】</p> <p>○基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する<新規></p> <p>●基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する</p> <p>○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する<新規></p> <p>○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する<新規></p>	<p>令和2年10月に設置済。相談支援体制の充実・強化等の推進については、第4回の自立支援協議会で提示</p> <p>第4回の自立支援協議会で提示</p> <p>第4回の自立支援協議会で提示</p> <p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <p>・自治体においては障害者虐待への組織的な判断および対応</p> <p>・精神障害者に対する虐待の防止について新設</p>	<p>○学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある<新規></p>	<p>虐待の通報および周知等については、現計画で記載をしている。</p> <p>新規で示された部分は、第4回の自立支援協議会で提示</p>	P11
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <p>・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</p>	<p>●改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図る。</p>	<p>令和6年度に地域福祉計画が改定のため、重層的支援体制整備について、地域福祉計画の中で整理をする予定。計画への記載も含めて検討し、第4回の自立支援協議会にて提示。</p>	
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p> <p>・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</p>	<p>【活動指標】</p> <p>市町村の指標はなし</p>		
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <p>・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</p> <p>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</p>	<p>【活動指標】</p> <p>市町村の指標はなし</p>		
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p> <p>・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進</p>	<p>【活動指標】</p> <p>○「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用量の見込みを設定する<新規>〔再掲〕</p>	<p>第4回の自立支援協議会で提示</p>	

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点	寒川町の計画への反映（新旧対照表を参照）	
		考え方	記載ページ
<ul style="list-style-type: none"> 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 			
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設 	○障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図る<新規>	意志決定支援等については、県の研修への参加を通じて実施していく。この点について、第4回の自立支援協議会で提示。 なお、CTの活用については、現段階では具体的な検討はしていません。今後、県や近隣市の状況を踏まえて考えていきます。	
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 	○難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要<新規>	障がい福祉サービスについて、必要に応じて茅ヶ崎市保健所の難病担当と連携を行うことについて記載。	P14
⑭その他：地方分権提案に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> 計画期間の柔軟化 サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化 	○都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能<新規> ○各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能<新規> ○サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能<新規>	今後、神奈川県等の状況に応じて、計画期間については検討をしていく。 町単独で策定します。 必要に応じて検討をしていきます。	